

質問書に対する回答

(業務名) 東京湾アクアライン管理事務所管内橋梁耐震補強検討に関する基本契約（その2）

No.	質問事項	回答
1	<p>【質問内容】 手続開始の公示（説明書）の「3-6. 技術提案の作成（1）」ならびに「3-9. 技術提案書を特定するための評価基準」では、以下の記述が見受けられ、複数の個別業務を同時期に履行する場合の提案が課されています。その課題に対し、次の質問への回答をお願いします。</p> <p>質問1）個別契約となる業務の①及び②は、同時に履行することを想定されておりますでしょうか。 質問2）技術提案書に同時履行することを前提に記載して、仮に弊社が特定された場合、基本契約締結後の交渉時に、履行時期について協議することは可能でしょうか。</p> <p>【手続き開始の公示（説明書）】 「3-6. 技術提案書の作成（1）」 業務への取組み姿勢（様式2）： ①「実施方針」には、本調査等の基本的な業務実施体制・照査体制・個別契約が同時期に履行されるとなった場合の業務実施上の留意事項を記載する。 社内バックアップ体制（様式3）： 「社内バックアップ体制」には、上記①の基本的な業務実施体制を除き、個別契約を実施するうえで、配置予定技術者の支援、品質確保、工程管理の対応、同時期に履行されることとなった場合の対応など、社内バックアップ体制の考え方を記載する。</p> <p>「3-9. 技術提案書を特定するための評価基準」 基本的な実施手順：複数業務を同時に履行する場合の留意点が的確に捉えられている場合に優位に評価する。 社内バックアップ体制：複数業務を同時に履行する場合の留意点・バックアップ体制により履行の確実性が高い場合に優位に評価する。</p>	<p>回答1）個別契約となる業務について同時に履行することを想定しているか否かについては、お答えすることはできません。</p> <p>回答2）履行期間について、基本契約締結後、特定された技術提案及び基本契約書の内容を踏まえ、契約交渉を行います。</p>